

## 厚生労働省告示第四百四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第一百七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

第一条中第十八号を第二十二号とし、第十一号から第十七号を四号ずつ繰り下げ、第十号中「平成十八年九月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「居宅介護従業者養成研修」を「居宅介護職員初任者研修」に、「平成十八年十月一日」を「平成二十五年四月一日」に改め、同号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 平成二十五年三月三十一日において現に障害者居宅介護従業者基礎研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成二十五年四月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付

を受けたもの

第一条中第七号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第六号中「平成十八年九月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「居宅介護従業者養成研修」を「居宅介護職員初任者研修」に改め、同号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 平成二十五年三月三十一日において現に障害者居宅介護従業者基礎研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

第一条第五号中「別表第五」を「別表第七」に改め、同号を第七号とし、同条第四号中「別表第三又は別表第四」を「別表第五又は別表第六」に改め、同号を第六号とし、同条第三号中「別表第一から別表第三」を「別表第二から別表第四」に改め、同号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 障害者居宅介護従業者基礎研修（障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

第一条第二号中「居宅介護従業者養成研修」を「居宅介護職員初任者研修」に、「に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得」を「の介

護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得」に、「平成十八年厚生労働省告示第二百十九号」を「平成二十四年厚生労働省告示第七十一号」に改め、「第二に定める内容以上のもの、同告示別表第三に定める内容以上のもの又は同告示別表第四」を削り、同号を第三号とする。

第一条中第一号の次に次の一号を加える。

二 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十五号）附則第二条第二項の規定により行うことができることとされた同法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第五号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者（以下「実務者研修修了者」という。）

第二条を次のように改める。

（準用）

第二条 居宅介護職員初任者研修の課程は、介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表の課程を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同告示の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

講義及び演習の項

老化

障害

	認知症		認知症・行動障害
	障害		
		老化	

別表第六中「別表第六（第五号関係）」を「別表第七（第七号関係）」に改め、別表第六を別表第七とし、別表第五中「別表第五（第四号関係）」を「別表第六（第六号関係）」に、「別表第三」を「別表第五」に改め、別表第五を別表第六とし、別表第四中「別表第四（第四号関係）」を「別表第五（第六号関係）」に改め、別表第四を別表第五とし、別表第三中「別表第三（第三号関係）」を「別表第四（第五号関係）」に、「別表第一、別表第二」を「別表第二、別表第三」に改め、別表第三を別表第四とし、別表第二中「別表第二（第三号関係）」を「別表第三（第五号関係）」に、「別表第一」を「別表第二」に改め、別表第二を別表第三とし、別表第一中「別表第一（第三号関係）」を「別表第二（第五号関係）」に改め、別表第一を別表第二とし、別表第二の前に次のように加える。

別表第一（第四号関係）

区分	科目	時間数	備考
講義	福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	三	
	障害者福祉及び老人保	四	

演習						
福祉サービスを提供す	る講義 の基礎的な知識に関する講義	医学等の関連する領域	家事援助の方法に関する講義	基礎的な介護技術に関する講義	障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義	居宅介護に関する講義 健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義
四	五	四	三	三	三	
					居宅介護従業者の職業倫理に関する講義を行うこと。	

合計	実習			
		演習 事例の検討等に関する 演習 生活介護を行う事業所 等のサービス提供現場 の見学	基礎的な介護技術に関 する演習	演習 事例の検討等に関する 演習
五〇	八	三	一〇	